第66号
郵政産業ユニオン

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部

104-0031 東京都中央区京橋3-6-3 京橋通郵便局5F

TEL·FAX 03-3535-5447 piwutokyo@yahoo.co.jp

間的机る目本郵便の雇用モラル

銀座支部・大橋さんの再雇用不採用が東京地裁で断罪され、職場復帰を勝ち取りましたが、その後も裁判で期間雇用社員の「雇止め無効」の勝利判決がつづいています。いま、期間雇用社員をモノのように使い捨てる日本郵便の雇用モラルが問われています。

千葉地裁では・・・



千葉・中央局の期間雇用社員は、職場での暴行を理由に停職2か月の処分を受けたうえで、さらに 2013 年に雇止めとなったことは、「正社員では解雇されないが非正規社員であることで解雇されたのは不当」と千葉地裁に提訴していました。千葉地裁は「雇止め無効」と判断しました。

しかし、会社が控訴。高裁の勧告で和解協議をつづけてきましたが、2015年12月22日、会社との和解が成立し原告・吉村君は1月18日から職場復帰しました。

和解では、職場復帰とともに、会社は、「停職2か月」の処分を「減給」に修正し、雇止めとなった2013年10月から2015年12月31日までの賃金を支払うことで合意しました。

横浜地裁では・・・

今年の1月19日、横浜地裁は、横浜・青葉局で働く女性の期間雇用社員の「雇止め無効、未払い分の賃金支払い」を命じました。この事件は、主に組み立て作業をしていた期間雇用社員に対し、「集配システム見直しにより組み立て作業を廃止する」として2013年10月に雇止めとなったものです。

裁判では、人員削減の合理的理由がない、雇止め回避努力を怠ったと雇止め無効を言い渡しました。

組合は、ただちに会社に対し上告しないよう申し入れました。

名神界の新聞



●女性の雇い上めは無効 を対している。 一は認められないと結論付け を関している。 を関するとして、13年10月に を関するとして、13年10月に を関するとして、13年10月に を関連を表すると、女性は20 がわらず、雇い上めは無効とし、機浜地数であった。 は言えない一として13年10月に は言えない一として13年10月に は言えない一として13年で配達物を企びあったと は言えない一として13年で配達がを命じた。 はは言えない一として13年で記述の を求めた訴訟の がいたと指摘でことに契 を求めた訴訟の を求めた訴訟の を対していたと を求めた訴訟の を求めた。 をが、の契約 をが、の契約 を変える。 としていたと を変える。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を発えると、 を対した。 をがし、 をがし、